

○競争入札参加資格再審査申請及び変更届の取り扱いについて

平成21年 3月31日制定
最終改正 令和 4年12月 1日

資格者名簿の記載事項の変更に係る資格の再審査及び変更届の取扱いについては、競争入札参加資格関係事務取扱要領（以下「要領」という。）に定めるほか、下記のとおり取り扱うこととする。

なお、「競争入札参加資格の再審査及び変更届の取り扱いについて」（平成14年4月1日建設部長決定）は、廃止する。

I 資格の再審査

1 要領第5条第1項の規定による資格の再審査に関する申請は、資格審査の区分により、次の各号に掲げる書類（以下「申請書」という。）によるものとする。ただし、必要な記載事項を満たしている場合には、申請者が独自の様式により作成した申請書であっても、これを受理することができるものとする。

- (1) 建設工事等 競争入札参加資格変更審査申請書（北海道市町村様式第11号）
- (2) 物品購入等 競争入札参加資格申請書変更届（別記様式1）

なお、第2号にあつては、これを「競争入札参加資格変更申請書」と読み替えて使用するものとする。

2 資格者の営業が相続、合併又は譲渡（以下、「合併等」と総称する。）により移転された場合における資格の再審査は、次の各号に掲げる基準により取扱うものとする。

- (1) 本市資格者が有していた資格が、合併等により資格を有しない者に移転される場合において、当該未資格者が再審査により取得する資格は、合併等の前に当該資格者が有していた資格の範囲内とする。
- (2) 本市資格者同士の合併等により、存続する資格者の有する資格の内容が変更される場合には、当該存続会社等が新たに取得する資格について再審査を行う

ものとする。

- (3) 本市資格者が存続会社となる合併等において、当該資格者の有する資格の内容に変更がない場合には、変更届（要領第5条第2項の規定による記載事項の変更に関する届け出をいう。以下同じ。）に該当するものとして、資格の再審査を要しないものとする。

3 協同組合、企業組合又は協業組合（以下「協同組合等」と総称する。）である資格者がその構成員を変更したときにおける資格の再審査は、次の各号に掲げる基準により取扱うものとする。

- (1) 再審査は、構成員の変更に伴い、当該資格者の有する資格の内容が変更される場合に行うものとする。
- (2) 前号以外の場合には、変更届に該当するものとして、資格の再審査を要しないものとする。

4 1の申請書には、次に掲げる書類を添付させるものとする。

- (1) 資格者の営業について相続があったときは、当該相続を証する書面のほか、次のアからウに定める書類
 - ア 建設工事に関する資格については、建設業法第3条に規定する許可に係る許可通知書の写し及びその許可申請書別表の写し
 - イ 測量に関する資格にあつては、測量法第55条に規定の登録に係る登録通知書の写し
 - ウ ア及びイに掲げる資格以外の資格にあつては、当該相続をした者に係る市区町村長が発行する身分証明書
- (2) 資格者である企業と他の企業との合併があったときは、合併された企業が法人の場合は当該法人の解散登記に係る登記事項証明書（解散登記が未了のときは、当該合併に係る総会議事録等の写し）及び当該合併に係る契約書の写し、個人の場合は当該合併を証する書面とともに、合併後存続し、又は新設した法人に係る審査申請書類一式（競争入札参加資格を新たに取得しようとするとき

に提出する申請書及び添付書類一式をいう。以下同じ。)

(3) 営業について譲渡があったとき

ア 譲渡を受けた者が資格者たる法人の場合は、当該譲渡に係る契約書の写し及び当該譲渡に関し登記を必要とするものにあつては登記事項証明書

イ 譲渡を受けた者が資格者たる個人の場合は、当該譲渡に係る契約書の写し

ウ 譲渡を受けた者が資格を有しないものである場合は、当該譲渡に係る契約書の写し及び審査申請書類一式

(4) 会社の分割により営業の承継があったときは、分割計画書又は分割契約書の

写し及び営業の承継に係る登記事項証明書（分割登記未了の場合は総会議事録又は意思決定を示す文書の写し）のほか、承継した者が資格を有しない法人で

ある場合には審査申請書類一式

(5) 協同組合等である資格者がその構成員（組合員）を変更したとき

ア 組合員が脱退した場合は、当該脱退を証する書面

イ 新たに加入した組合員がある場合は、当該加入を証する書面

II 変更届

1 変更届は、資格審査の区分により、次の各号に掲げる書類によるものとする。ただし、必要な記載事項を満たしている場合には、申請者が独自の様式により作成した申請書であっても、これを受理することができるものとする。

(1) 建設工事等 競争入札参加資格関係事項変更届（北海道市町村様式第12号）

(2) 物品購入等 競争入札参加資格申請書変更届（別記様式1）

2 1の申請書には、次に掲げる書類を添付させるものとする。なお、当該変更に関し登記を必要とするものに係る添付書類は、原則として登記事項証明書とする。

(1) 名称又は商号に変更のあったときは、当該変更に係る登記事項証明書又は当該変更を証する書面

(2) 法人の代表者に変更のあったときは、当該変更に係る登記事項証明書

(3) 住所に変更のあったときは、当該変更に係る登記事項証明書又は当該変更を

証する書面

- (4) 組織に変更のあったときは、当該変更に係る登記事項証明書その他市長が必要と認める書類
- (5) 法令による免許等を有する技術者に変更のあったときは、技術者名簿
- (6) 資格者の許可、登録等に変更のあったときは、当該変更を証する書面
- (7) 前各号に掲げる以外の変更にあつては、当該変更を証する書面（ただし、登記を必要としないなど軽微な変更にあつては、別に定めるところにより書類の添付を省略することができるものとする。）

(別記様式1)

競争入札参加資格審査申請書変更届

年 月 日

岩見沢市長様

住 所
商号又は名称
代表者名

年 月 日付で通知のあった 年度において岩見沢市が発注する物品納入等
に係る競争入札への参加資格について、次のとおり変更があったので関係書類を添えて届けます。

なお、この変更届及び添付書類の記載事項は、すべて事実と相違ないことを誓約します。

変更内容

変更事項	変更前	変更後	変更年月日